

(別紙) 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について (平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 156 号農林水産省構造改善局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
地質、土質調査業務の価格積算基準	地質、土質調査業務の価格積算基準
<p>1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る地質、土質調査業務について適用する。</p>	<p>1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る地質、土質調査業務について適用する。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p>	<p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p>
<p>3-1 一般調査業務費 一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費 純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>1) 直接調査費 直接調査費は、調査作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費及び直接経費で構成する。</p> <p>① 直接人件費 直接人件費は、調査の実施に必要な技術者に要する費用である。<u>(作業打合せ及び現地調査等の旅行日に係る技術者の基準日額を含む。)</u></p> <p>②~④ [略]</p> <p>2)~3) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>3-1 一般調査業務費 一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費 純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>1) 直接調査費 直接調査費は、調査作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費及び直接経費で構成する。</p> <p>① 直接人件費 直接人件費は、調査の実施に必要な技術者に要する費用である。<u>(作業打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。)</u></p> <p>②~④ [略]</p> <p>2)~3) [略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>3-2・3-3 [略]</p>	<p>3-2・3-3 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>

別表-1

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	<u>59.9%</u>	<u>285.3</u>	<u>-0.113</u>	<u>40.8%</u>

(2) 算定式 [略]

別表-1

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	<u>57.2%</u>	<u>300.01</u>	<u>-0.12</u>	<u>38.0%</u>

(2) 算定式 [略]

(別紙) 測量業務の価格積算基準の制定について (平成5年3月25日付け5構改D第155号農林水産省構造改善局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">測量業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 測量業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 直接測量費 直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、測量の実施に必要な技術者に要する費用である。<u>(作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者を含む。)</u></p> <p>2) ～ 5) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>別表-1 [略]</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">測量業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 測量業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 測量作業費 測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 直接測量費 直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、測量の実施に必要な技術者に要する費用である。<u>(作業打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。)</u></p> <p>2) ～ 5) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>別表-1 [略]</p>

(別紙) 設計業務の価格積算基準の制定について (平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 157 号農林水産省構造改善局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
設計業務の価格積算基準	設計業務の価格積算基準
<p>1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る設計業務及び積算参考資料作成業務について適用する。</p>	<p>1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る設計業務及び積算参考資料作成業務について適用する。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 直接原価 直接原価は、設計作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。</p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費は、設計作業の実施に必要な技術者に要する費用である。<u>(作業打合せ及び現地調査等の旅行日に係る技術者の基準日額を含む。)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3-2~3-4 [略]</p>	<p>3 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 直接原価 直接原価は、設計作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。</p> <p>(1) 直接人件費 直接人件費は、設計作業の実施に必要な技術者に要する費用である。<u>(設計打合せ、現地調査及び旅行日に係る技術者を含む。)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>3-2~3-4 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>